

第737回むつ市教育委員会

規則の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第 1 号	むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令	1
---------	----------------------------	---

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行																		
<p>(代決) 第7条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、別表第4の代決する者（以下「代決権者」という。）に掲げる者が全て不在であって、事務の遂行に支障があると認められるときは、教育部長からあらかじめ承認を得て、相当の期間を定めて、代決権者以外の者に代決させることができる。</u></p> <p>(代決の制限) 第8条 (略) (1)～(4) (略) <u>(5) 学校管理規則第23条による校長の10日以上にわたる休暇に関すること。</u> (6)～(9) (略) 別表第1 共通専決事項（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>電気事業及び電気通信事業のための電柱類の設置並びに水道事業のための管類の埋設に係る教育財産の目的外使用の許可</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>使用期間が1年を超えない教育財産の目的外使用の許可</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	(略)			<u>電気事業及び電気通信事業のための電柱類の設置並びに水道事業のための管類の埋設に係る教育財産の目的外使用の許可</u>	○		<u>使用期間が1年を超えない教育財産の目的外使用の許可</u>	○		<p>(代決) 第7条 (略)</p> <p>(代決の制限) 第8条 (略) (1)～(4) (略) <u>(5) 学校管理規則第23条、第26条及び第27条による校長の10日以上にわたる有給休暇、出張及び私事旅行に関すること。</u> (6)～(9) (略) 別表第1 共通専決事項（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>電気事業及び電気通信事業のための電柱類の設置並びに水道事業のための管類の埋設に係る行政財産の目的外使用の許可</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)			<u>電気事業及び電気通信事業のための電柱類の設置並びに水道事業のための管類の埋設に係る行政財産の目的外使用の許可</u>	○		(略)		
(略)																			
<u>電気事業及び電気通信事業のための電柱類の設置並びに水道事業のための管類の埋設に係る教育財産の目的外使用の許可</u>	○																		
<u>使用期間が1年を超えない教育財産の目的外使用の許可</u>	○																		
(略)																			
<u>電気事業及び電気通信事業のための電柱類の設置並びに水道事業のための管類の埋設に係る行政財産の目的外使用の許可</u>	○																		
(略)																			

(略)		
-----	--	--

別表第2 個別専決事項（第3条関係）

(略)		
学校教育課	教科用図書の納入	○
	学校教育に関する研究会等の開催	○
	学校への指導	○

別表第4 決裁順位（第7条関係）

--	--	--

--	--	--

別表第2 個別専決事項（第3条関係）

(略)		
学校教育課	<u>学校指導専門計画</u>	<u>○</u>
	教科用図書の納入	○
	<u>校外行事及び準教科書用使用の承認</u>	<u>○</u>
	学校教育に関する研究会等の開催	○
	学校への指導	○

別表第4 決裁順位（第7条関係）

--	--	--

(略)			
公民館長	(略)		<u>公民館長の指定する順序による主幹、主任主査</u>
図書館長	(略)		<u>図書館長の指定する順序による主幹、主任主査</u>

(略)			
公民館長	(略)		<u>公民館長の指定する順序による主幹、主任主査又は主査</u>
図書館長	(略)		<u>図書館長の指定する順序による主幹、主任主査又は主査</u>

